

健康管理委員設置規程

第1章 健康管理委員

(設置)

第1条 池友会健康保険組合（以下「組合」という。）は、この規程に基づき各事業所に健康管理委員（以下「委員」という。）を置く。

(目的)

第2条 委員は、組合の行う保健事業の円滑な運営に協力することを目的とする。

(委員)

第3条 委員は、事業所毎に原則として1名を置く。

2 組合が必要と認める場合は、前項に係らず2名以上の委員を置くことができる。

(委嘱)

第4条 委員は、事業主の推薦に基づき理事長が委嘱する。

(任期)

第5条 第3条の委員に任期は設けない。

2 必要に応じ委員の追加補充ができることとし、補充の要否は委員長が決定する。

(業務)

第6条 委員は、第2条の目的を達成するため組合と密接な連絡を取り、その所属する事業所の被保険者及び被扶養者に対し、健康保険制度及び健康管理に関する情報・知識等を広く周知するほか、健康管理並びに疾病予防及び体育奨励等の円滑な運営を推進するため、必要な業務を行う。

(委員の守秘義務)

第7条 委員は、職務上で知り得た事業所及び個人の秘密に関する事項を他に漏らしてはならない。

第2章 健康管理委員会

(設置)

第8条 委員活動の連絡協調を図るため、組合に健康管理事業推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第9条 委員会は、委員と組合の事務局役職員にて構成し、必要に応じて、医師、保健師、管理栄養士等の専門知識を有する者を加える。

(委員会)

第9条 委員会は、毎年最低1回招集するのを常例とし、次の事項を協議する。

- 一 各事業所における健康管理
- 二 疾病予防に関すること
- 三 体育増進に関すること
- 四 健康管理の調査研究、情報に関すること
- 五 その他、この会の目的を達成するために必要なこと

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成30年4月1日から施行する。